

第3号被保険者制度及び 被用者保険の適用拡大について

令和4年12月22日
厚生労働省年金局

第3号被保険者の現状

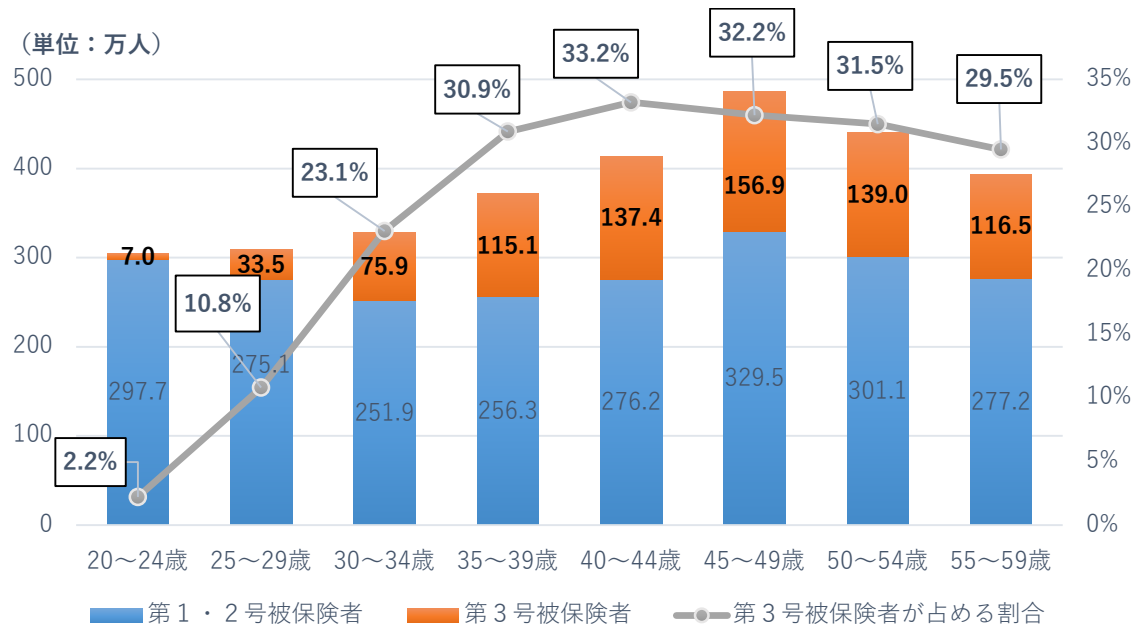
- 第3号被保険者の数は、平成7年度1220.1万人をピークに減少傾向となり、令和2年度は793.0万人となった。
- 女性の被保険者状況を年代別に見てみると、35歳以上の女性については3割以上が3号被保険者となっており、依然として一定数の3号被保険者が存在している。

<第3号被保険者の推移>

	昭和61年度	平成7年度	令和2年度
男性	3.0万人	4.1万人	11.8万人
女性	1089.8万人	1216.0万人	781.2万人
総数	1092.9万人	1220.1万人	793.0万人

(出典)「厚生年金保険・国民年金事業年報」

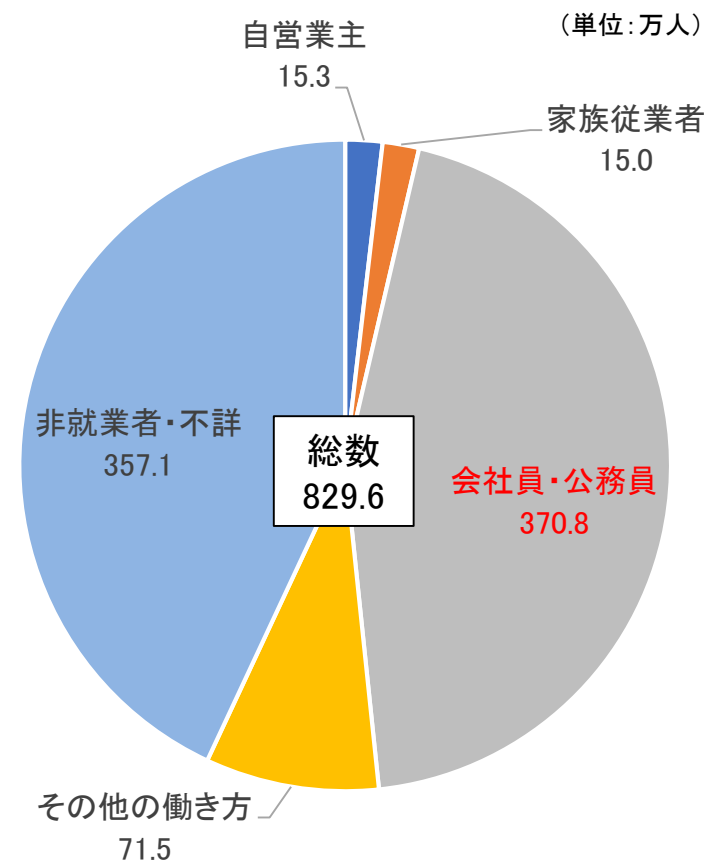
<女性の第3号被保険者の割合（年代別）>



(出典)「令和2年度 厚生年金保険・国民年金事業年報」

※抽出調査に基づく結果

<就業形態別 第3号被保険者数>



(出典)「令和元年 公的年金加入状況等調査」
(令和元年10月31日時点)

第3号被保険者制度に関する議論の構造

応益負担・個人単位を基本とする考え方

第3号被保険者制度への批判

- ・ 片働き世帯を優遇している
- ・ 保険料負担なく基礎年金満額の給付があるのは1号（国民年金）・2号（厚生年金）に比べて不公平
- ・ 単身世帯と片働き夫婦世帯で負担・給付の総額が不均衡
- ・ 配偶者の年金保障は配偶者自身の負担に基づくべき

応能負担・世帯単位を基本とする考え方

第3号被保険者制度の意義・役割

- ・ 共働き・片働きを問わず、**世帯単位で給付・負担の均衡を確保**
- ・ 単身世帯・夫婦世帯いずれにも過剰でない**必要に応じた給付**
- ・ **被扶養配偶者個人の年金権**を確保（離別・障害の際も保障）

これまでに議論された主な対応の方向性

▶ 世帯の主たる稼得者（2号）が納付した保険料を夫婦が共同して負担したものとみなす



【H16年改正】

保険料の夫婦共同負担の基本的認識（厚年法第78条の13）に基づき、離婚後の年金保障を確保（厚生年金の3号分割制度）

▶ 3号を有する世帯に追加的負担を求める



- ✓ 応能負担という厚生年金制度の原則を変更すべきではない
- ✓ 同じ世帯収入の共働き世帯より片働き世帯の負担が重くなる
- ✓ 3号分の保険料の事業主負担、事業主経由の徴収は困難

▶ 3号への基礎年金給付を減額する



- ✓ 全国民共通の保障としての基礎年金の趣旨に反する
- ✓ 健康保険の被扶養配偶者にも追加負担や給付調整を求めるか

▶ 被用者保険の適用拡大により第3号被保険者制度の縮小へのステップを踏む



【H24年金機能強化法】適用拡大・500人超企業（H28年10月）
【R2年改正】適用拡大（100人超企業＝R4年10月施行、50人超企業＝R6年10月施行）

- ✓ 第3号被保険者には、短時間労働者のみならず、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者など、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要

第3号被保険者制度に関する近年の主な議論

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(抄)(平成27年1月21日 社会保障審議会年金部会)

- 趨勢として共働き世帯が増加していること、生産年齢人口が減少する中で持続的な経済発展に必要な労働力を確保する上で女性の就業促進が重要な課題であること、さらに、女性の活躍促進が労働力の確保だけでなく、これまで以上に多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、社会全体に活力をもたらすことが期待されていることを踏まえると、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有した。
- 一方で、第3号被保険者の実態をみると、短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者などが混在している状況にあることが確認できる。本部会においては、このことから、第3号被保険者制度については、この制度を単に専業主婦(夫)を優遇しているのとらえ方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有した。
- このような状況を踏まえると、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である。

「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会における議論のとりまとめ」(抄) (令和元年9月20日 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会)

- これまでの適用拡大に対する健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者の対応について見ると、適用を回避するために働く時間を短くする動きも一定程度見られたものの、適用を受容した上で、この機会に働く時間を延ばす動きも相応に確認されており、適用拡大が、被扶養配偶者・第3号被保険者として年収130万円未満の就労を選択していた者の能力発揮の機会を広げる上で一定の効果を上げたと考えられる。
- 健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者制度については、働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度とするため、まずは更なる適用拡大を通じて、ある程度働く短時間労働者については被用者保険に加入する形を目指しつつ、制度のあり方についての将来像を議論していく必要性が指摘された。

被用者保険の適用拡大を進めるにあたっての基本的な考え方

1. 被用者にふさわしい保障の実現

- 被用者でありながら国民年金・国民健康保険加入となっている者に対して、被用者による支えあいの仕組みである厚生年金による保障（報酬比例の上乗せ給付）や健康保険による保障（病気や出産に対する傷病手当金や出産手当金の支給）が確保される。
- 保険料についても、被用者保険では労使折半の負担となる。

2. 働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築

- 労働者の働き方や企業による雇い方の選択において、社会保険制度における取扱いによって選択を歪められたり、不公平を生じたりすることがないようにする。
- 適用拡大などを通じて働き方に中立的な制度が実現すれば、働きたい人の能力発揮の機会や企業運営に必要な労働力が確保されやすくなることが期待できる。

3. 社会保障の機能強化

- 適用拡大によって厚生年金の適用対象となった者は、定額の基礎年金に加え、報酬比例給付による保障を受けられるようになる。
- 適用拡大はどのような働き方であっても共通に保障される給付である基礎年金の水準の確保につながり、これによる年金制度における所得再分配機能の維持にも資する。

（2014年（平成26年）及び2019年（令和元年）の財政検証のオプション試算においては、適用拡大の具体的内容に関して複数の仮定を置いた上で、上述の基礎年金水準の確保の効果が具体的に示された。）

被用者保険の適用拡大（令和2年年金法改正の概要）

- 令和2年年金法改正により、短時間労働者への適用拡大と非適用業種の見直しを行うこととなっている。

1. 短時間労働者への適用拡大

<2012（平成24）年改正（2016年10月～）>

- ① 週労働時間**20時間**以上
- ② 月額賃金**8.8万円**以上（年収換算約106万円以上）
※ 所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含めない
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生は適用除外
- ⑤ 従業員500人超の企業等
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

<2016（平成28）年改正（2017年4月～）>

- ⑤ 500人以下の企業等について、
 - ・ 民間企業は、労使合意で、適用拡大を可能に
 - ・ 国・地方公共団体は、適用

<2020（令和2）年改正>

- ③ 勤務期間1年以上見込み
→（2022年10月～）撤廃
…フルタイムの被保険者と同様の**2ヶ月超の要件**を適用
- ⑤ 従業員 500人超の企業等
→（2022年10月～）**100人超規模**の企業に適用
→（2024年10月～）**50人超規模**の企業に適用

2. 個人事業所の非適用業種の見直し

（現行）

- ① 常時**1名**以上使用される者がいる**法人事業所** ⇒ **強制適用**
- ② 常時**5名**以上使用される者がいる
個人の事業所（法定16業種のみ）
- ③ 上記以外 ⇒ **強制適用外**
〔 労使合意により任意に適用事業所となることは可能
= **任意包括適用** 〕

・ 法定16業種は、昭和28年以来、改正されていなかった。

- （2022年10月～）
 - **法律・会計事務を取り扱う士業（※）**を適用業種に追加
…これにより**法定17業種**に
 - ※ 弁護士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・
公認会計士・税理士・社会保険労務士・弁理士・
公証人・海事代理士

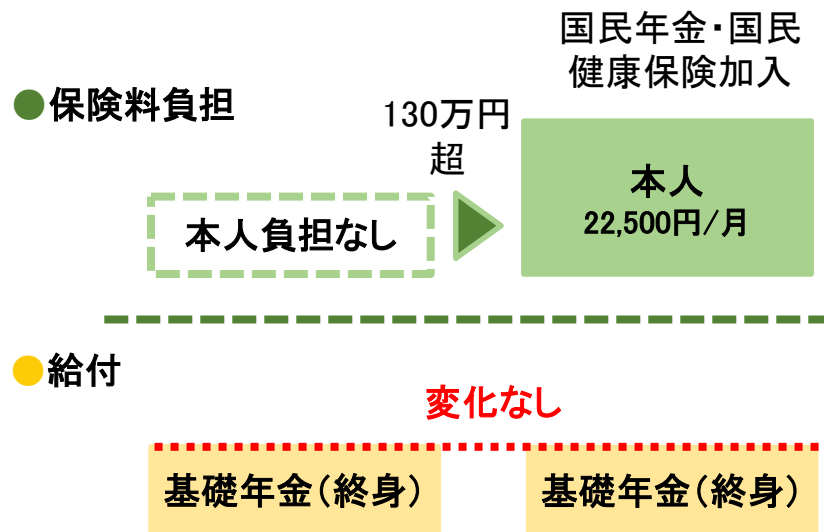
◆ 個人事業所の**非適用業種**

農業・林業・漁業、宿泊業、飲食サービス業、
洗濯・理美容・浴場業、娯楽業、警備業、ビルメンテナンス業、
デザイン業、経営コンサルタント業、政治・経済・文化 等

被扶養者認定基準（年収130万円の壁）と被用者保険の適用拡大

- 被用者保険の適用拡大により、被扶養配偶者である短時間労働者が被用者保険加入となった場合、保険料負担が新たに生じるものの、給付も充実するため、年収130万円の被扶養者認定基準を意識せず働くことができるようになる。

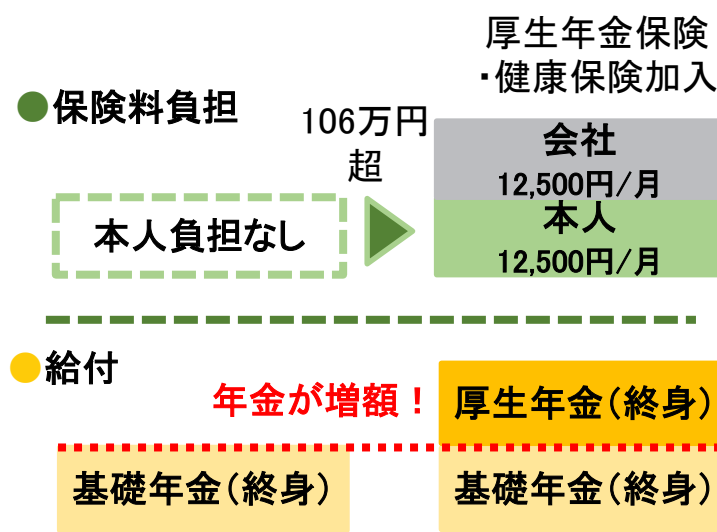
適用拡大前



※金額は、年収130万円の例。

- 年収130万円の被扶養者認定基準を超えて働くと、配偶者の扶養から外れて、国民年金・国民健康保険加入となり、保険料負担が生じる。
 - 一方で、年金給付(基礎年金のみ)や、医療保険の給付は、変わらない。
- ⇒ いわゆる「130万円の壁」として、就業調整する方もおられる。

適用拡大後



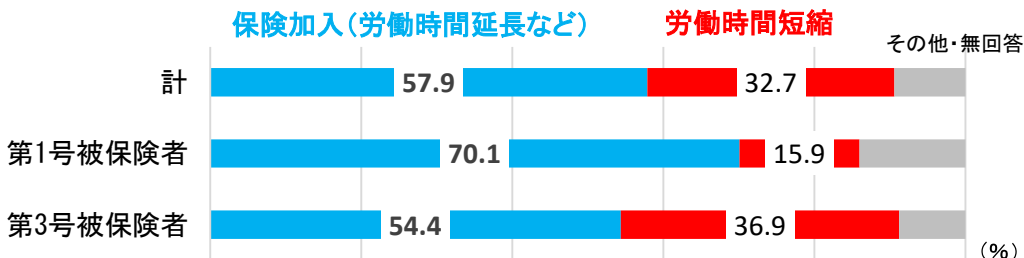
※金額は、年収106(月8.8)万円の例。

- 短時間労働者への適用拡大により、所定内賃金が月8.8万円(年収106万円)・所定労働時間が週20時間以上で働くと、配偶者の扶養ではなく、厚生年金・健康保険加入となり、保険料負担が生じるが、事業主が半分を負担。
 - 負担が増える分、給付も増えて、メリットがある。
- ⇒ 被扶養者認定基準を意識せずに働けるようになる。

適用拡大の労働者への影響について

- 前回の適用拡大の際には、就業調整した人より労働時間を延ばした人の方が多い。
- 実際に適用を受けた短時間労働者の収入は増加傾向。

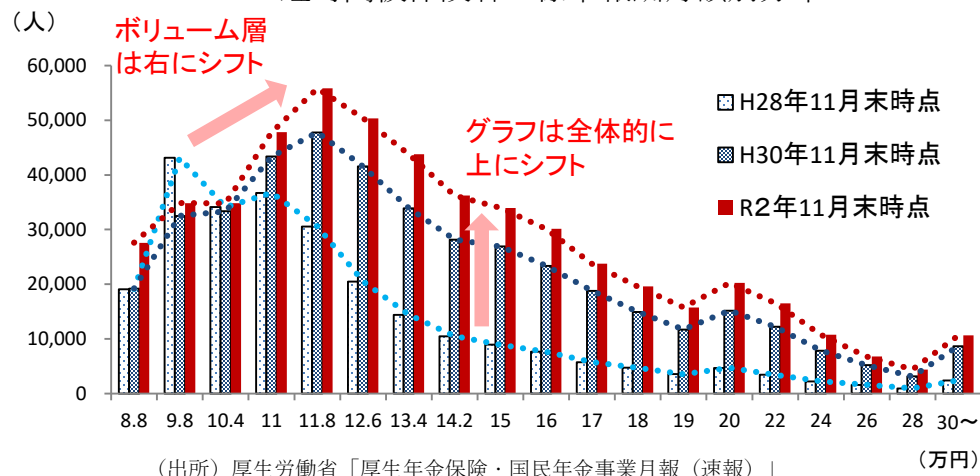
適用拡大に際して働き方を変えた者の具体的な変更内容



(注) 調査に回答した短時間労働者から元々厚生年金加入者だった者を除いた3,323人のうち、適用拡大に際して「働き方が変わった」と回答した15.8% (526人) の内訳の数値。なお、上記3,323人の中には、適用拡大の対象となった者のほか、義務的適用拡大の対象でない企業（従業員500人以下の企業等）に勤務する者、労働時間や賃金などで適用要件をそもそも満たしていない者も含まれる点に留意。

(出所) 労働政策研究・研修機構 (JILPT)
「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」(2018)

短時間被保険者の標準報酬月額別分布



- 社会保険加入のメリットや働き方の変化について企業が従業員に丁寧に説明することが、就業調整の回避に有効。

前回の適用拡大の対象企業における好事例

- ✓ 社会保険加入のメリットについてパンフレットを作成し説明。厚生年金に加入すると、退職後に年金としてどの程度受け取れるのか、計算できる簡易シミュレーターを使って個別に相談。手取り給与を減らさないためには、労働時間をどの程度増やせばいいか、マトリックスを使って説明し、労働時間を増やす方向に誘導することで、会社としての総労働時間減少を食い止めた。【小売業】
- ✓ 全国の人事担当者向けに会議にて制度の周知をはかった。対象者に対し、個別に文章と日本年金機構のリーフレットを配布し、制度の周知をはかった。社会保険加入を機に、1日の所定労働時間の延長を提案した。【運輸業】
- ✓ 加入要件を満たす可能性がある全ての短時間労働者と面談を行い、社会保険に加入するか、労働時間を短縮するなどして加入しないこととするか、その利点と不利益な点を含め、個別に説明することに時間を要した。結果として、短時間労働者が労働時間を短縮する等、労働時間の確保に対する影響は軽微であった。【飲食業】

(出所) 厚生労働省実施の企業アンケート (2019年2～3月) 中、2016年10月からの適用拡大の対象企業 (大企業) の回答より (※趣旨を変えずに文章を縮約している部分がある)

➡ 適用拡大を更に進めるに当たり、**労働者本人への周知・企業から従業員への説明支援のための取組**を行う。

3. 勤労者皆保険の実現・女性就労の制約となっている制度の見直し

- 働き方の多様化が進む中で、それに対応し、働き方に対して「中立」な社会保障制度の構築を進める必要がある。現状、制度からこぼれ落ちるケースが生じたり、労働市場に歪みをもたらしたりしていることが指摘されている。
- 勤労者皆保険の実現に向けて、こうした状況を解消していく必要がある。このため、まずは、企業規模要件の段階的引下げなどを内容とする令和2年年金制度改正法に基づき、被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用拡大を着実に実施する。さらに、企業規模要件の撤廃も含めた見直しや非適用業種の見直し等を検討すべきである。

フリーランス・ギグワーカーなどへの社会保険の適用については、まずは被用者性等をどう捉えるかの検討を行うべき。その上で、労働環境の変化等を念頭に置きながら、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的な検討を進めていくことが考えられる。

- また、女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障や税制について働き方に中立的なものにしていくことが重要である。

なお、被用者保険の適用拡大が図られると、女性の就労の制約となっている、いわゆる「130万円の壁」を消失させる効果があるほか、いわゆる「106万円の壁」についても、最低賃金の引上げによって、解消されていくものと見込まれる。

2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築（被用者保険関係抜粋）

（1）基本的方向

- 国民の価値観やライフスタイルが多様化し、働き方の多様化もますます進んでいる。こうした中で、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等を構築することが求められている。

（2）取り組むべき課題

① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

- ◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃
- ◆ 個人事業所の非適用業種の解消
- ◆ フリーランス・ギグワーカーについて
- ◆ 女性の就労の制約と指摘される制度等について
- ◆ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実
- ◆ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大
- ◆ デジタル技術の活用

（3）今後の改革の工程

（勤労者皆保険の実現に向けた取組）

① 次期年金制度改正に向けて検討・実施すべき項目

- ・ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大（企業規模要件の撤廃など）
- ・ 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消
- ・ 週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大
- ・ フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理

2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築（被用者保険関係抜粋）

（2）取り組むべき課題

① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者がその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃

週20時間以上勤務する短時間労働者にとって、勤め先の企業の規模によって被用者保険の適用に違いが生まれる状況の解消を図るべきであり、企業規模要件の撤廃について早急に実現を図るべきである。

◆ 個人事業所の非適用業種の解消

常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種については、労働者がいずれの事業所で勤務するかによって被用者保険の強制適用の有無が異なる状況の解消を早急を図るべきである。

また、勤労者皆保険を実現する観点から、「5人未満を使用する個人事業所」についても、そこで働く方々への被用者保険の適用を図る道筋を検討すべきである。

◆ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大

週労働時間20時間未満の短時間労働者についても、被用者にとってふさわしく、雇用の在り方に中立的な被用者保険を提供する観点からは、被用者保険の適用除外となっている規定を見直し、適用拡大を図ることが適当と考えられることから、そのための具体的な方策について、実務面での課題や国民年金制度との整合性等を踏まえつつ、着実に検討を進めるべきである。

複数の雇用関係に基づき、複数の事業所で勤務する者（マルチワーカー）で、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないものの、労働時間等を合算すれば適用要件を満たす場合については、実務的な課題の解決を図ったうえで、被用者保険の適用に向けた具体的な検討を進めるべきである。

◆ フリーランス・ギグワーカーについて

フリーランス・ギグワーカーについて、その被用者性の捉え方などの検討を深め、必要な整理を行うとともに、より幅広い社会保険の在り方を検討する観点からの議論を着実に進めるべきである。

具体的には、まずは、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」に照らして、現行の労働基準法上の「労働者」に該当する方々については、「被用者性」も認められ、適用除外の対象となる場合を除いて被用者保険が適用される旨を明確化した上で、その適用が確実なものとなるよう、必要な対応を早急に講ずるべきである。

そのうえで、上記以外の、「労働者性」が認められないフリーランス・ギグワーカーに関しては、新しいタイプの検討も含めて、被用者保険の適用を図ることについて、フリーランス・ギグワーカーとして働く方々の実態や諸外国の例なども参考としつつ、引き続き、検討を深めるべきである。

◆ デジタル技術の活用

被用者保険の適用拡大を更に進めていくにあたっては、マイナンバー制度を含め、デジタル技術の積極的な活用を図ることによって、働く人一人ひとりの就労状況や所得を公平かつ正確に把握できる環境整備が重要である。

◆ 女性の就労の制約と指摘される制度等について

女性就労や高齢者就労の制約となっておりと指摘される社会保障制度や税制等について、働き方に中立的なものにしていくことが重要である。この点に関し、被用者保険が適用されることのメリットを分かりやすく説明しながら、適用拡大を一層強力に進めていくことが重要である。

◆ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実

今後、被用者保険の更なる適用拡大を実現するためには、新たに対象となる事業主や労働者に対して、被用者保険の適用に関する正確な情報や、そのメリットについて、分かりやすく説明し、理解を得ながら進めることが極めて重要である。厚生労働省のみならず、業所管省庁もメンバーとする政府横断的な検討体制を構築し、事業主の理解を得て円滑に進めるための具体的な方策を検討すべきである。

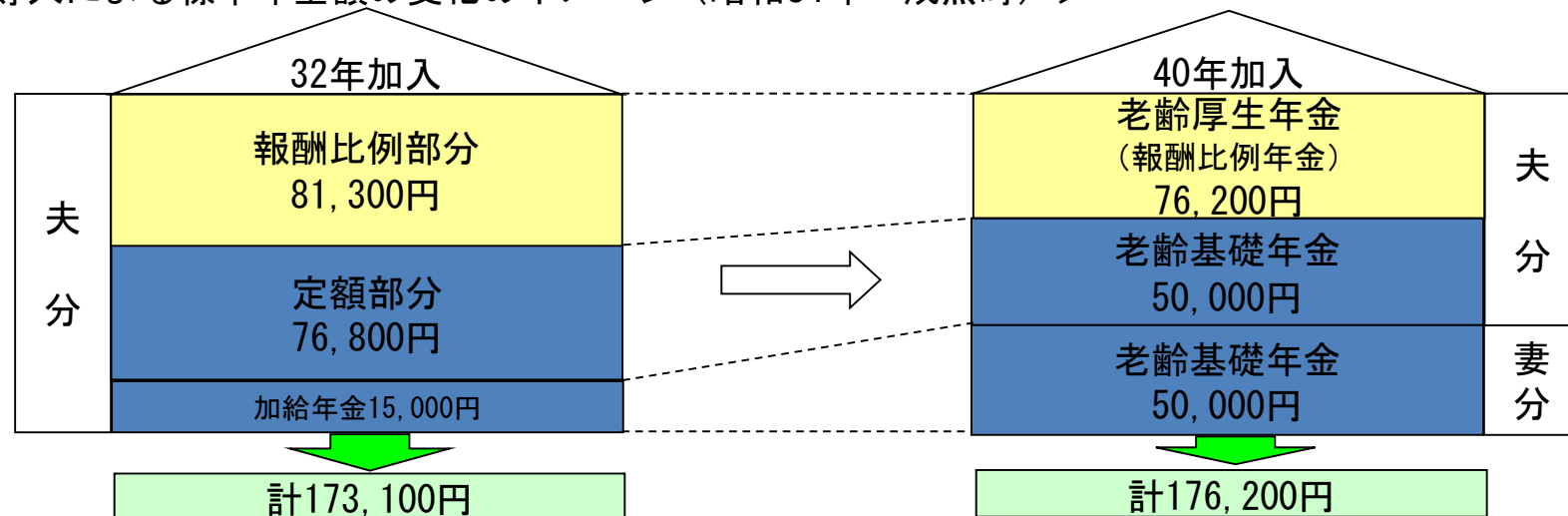
また、いわゆる「就業調整」の問題に対しては、被用者保険適用に伴う短時間労働者の労働時間の延長、基幹従業員として従事することによる企業活動の活性化などの好事例を、業所管省庁の協力を得て積極的に集約するとともに、これらの好事例や具体的なメリットを労働者や事業主が実感できるような広報コンテンツやその活用法について、広報実務の専門家、雇用の現場に詳しい実務家などの参加も得た上で検討・作成し、業所管省庁の協力も得て広範かつ継続的な広報・啓発活動を展開するべきである。

参 考

第3号被保険者制度の導入経緯

- 国民年金制度発足時(昭和36年)は、厚生年金が世帯単位の給付設計(夫名義の年金で夫婦2人が生活できるような給付設計)となっていたことを踏まえ、厚生年金など被用者年金の被保険者の妻(サラリーマン世帯の専業主婦)については、国民年金の強制適用の対象とはせず、ただし、任意には加入できることとしていた。
- その結果、妻が国民年金に任意加入していた場合には、夫婦2人分の水準である夫の厚生年金に加え、妻の国民年金が支給されることとなり、夫婦2人分の受給額は夫婦とも40年加入する頃には、現役時代の夫の収入よりも多くなることが予測された。
一方、妻が任意加入していない場合は、障害年金は受給できず、さらに、離婚した場合には、自分名義の年金がないという問題があった。
- 昭和60年の年金改正において、サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を得られるようにした。その際、第3号被保険者については、健康保険において被扶養配偶者は自ら保険料を負担せずに医療保険給付を受けているのと同様に、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとした。
- また、年金の給付水準については、夫の1人分の年金水準ではなく、妻の基礎年金を含めた夫婦2人分の年金水準について、現役時代の所得とのバランスが取れるように設定していくこととなった。

<基礎年金導入による標準年金額の変化のイメージ(昭和61年→成熟時)>



第3号被保険者制度の改正・議論の経緯

昭和55年改正

- 加給年金の増額(年額7.2万円→18万円)
(単身と世帯の年金水準の調整)

昭和60年改正

- 基礎年金制度、第3号被保険者制度の創設(S61.4施行)
(サラリーマン世帯の専業主婦も国民年金の強制加入対象とし、自分名義の年金権を確保)

平成16年改正

- 3号を抱える2号の保険料負担は夫婦で共同負担したものと基本的認識を法律上明記
- 3号分割制度の創設(H20.4施行)
(離婚等の場合に、3号側の請求により3号期間中の配偶者の標準報酬を2分の1分割)

昭和54年4月 年金制度基本構想懇談会報告

昭和59年1月 社会保険審議会・国民年金審議会答申

平成10年10月 年金審議会意見(検討会設置を提言)

平成13年12月 女性と年金検討会報告書(6つの見直し案)

平成14年12月 厚労省「方向性と論点」(4つの見直し案)

平成15年9月 社会保障審議会年金部会意見(適用拡大で対応)

平成25年8月 社会保障制度改革国民会議報告書

平成27年1月 社会保障審議会年金部会議論の整理

令和元年9月 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会 議論のとりまとめ

令和元年12月 社会保障審議会年金部会議論の整理

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(抄)

(平成27年1月21日 社会保障審議会年金部会)

(1/2)

5 働き方に中立的な社会保障制度について (第3号被保険者制度について)

- 第3号被保険者制度については、従前より、夫(妻)のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、一人当たりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担、給付とも同じになる構造となっていることが指摘され、この認識をベースに、平成16年改正において、第2号被保険者の負担した保険料は夫婦で共同負担したものと認識する規定が置かれ、第3号被保険者を対象として離婚時などに年金を分割できる制度が導入された。
その一方で、夫(妻)の賃金水準を固定して同様の比較を行うと、同じ保険料拠出に対して、夫(妻)のみ就労の世帯のみが妻(夫)の基礎年金分だけ給付が多い結果となり、この制度設計が公平かどうかについては、本部会における議論においても、評価は分かれている。
- しかしながら、趨勢として共働き世帯が増加していること、生産年齢人口が減少する中で持続的な経済発展に必要な労働力を確保する上で女性の就業促進が重要な課題であること、さらに、女性の活躍促進が労働力の確保だけでなく、これまで以上に多様な価値観を取り込む新たなサービス・製品の創出を促進し、社会全体に活力をもたらすことが期待されていることを踏まえると、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有した。
- 一方で、第3号被保険者の実態をみると、短時間労働に従事している者、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要性が高くない者などが混在している状況にあることが確認できる。本部会においては、このことから、第3号被保険者制度については、この制度を単に専業主婦(夫)を優遇しているのとらえ方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有した。
- このような状況を踏まえると、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要である。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(抄)

(平成27年1月21日 社会保障審議会年金部会)

(2/2)

○ その際、出産や育児のために離職した者については、両立支援やワーク・ライフ・バランスの推進により継続就業できる環境を整えることで、これまでの産前産後休業や育児期間に対する配慮措置と合わせて、第3号被保険者としてではなく自らの保険料納付実績に基づく年金給付が保障されることとなる。

本部会における議論においては、さらに、これらの政策努力と合わせて、諸外国で行われているような「配偶者」という立場ではなくライフサイクルにおける「個人」の置かれた状況に対応した措置、例えば出産・育児期間を保険料納付済期間とみなす配慮措置を導入するなど、働き方の変化にも対応した二段構えの措置を講じていくのが良いのではないかと、との意見があった。

○ このように整理していくと、最後に純粋な無就業の専業主婦(夫)が第3号被保険者として残ることとなる。

このような者に対しては、平成16年の年金制度改革で導入された夫婦年金分割の考え方をより推し進めるべきという意見、配偶者が平均所得を超える場合には保険料を負担してもらうことも考えられるとの意見、第3号被保険者については免除者と同じ取扱いとして国庫負担分相当の2分の1の給付のみを保障し、別途任意の保険料を拠出した期間に満額の給付を行うという意見などがあった。

○ なお、この問題に関する議論の中で、専業主婦の方に対して第3号被保険者にとどまる場合と第2号被保険者として被用者保険に適用される場合とで将来の年金給付に大きな差がつくことは、多くの識者から指摘されており、実際にこのようなことを説明すると被用者保険への適用に納得していただけることがあること、そもそも第3号被保険者の方は、自らの保険料は夫の給料から引かれていると思い込んでいる人も多いという指摘もあった。高齢単身女性の貧困問題が指摘される今日、当面の保険料負担がどうなるかを超えて、年金制度を正しく理解してもらうための普及・啓発を進めることも、女性の年金確保にとって重要である。

「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会における議論のとりまとめ」(抄)

(令和元年9月20日 働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会)

Ⅲ. 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲のあり方

2. 今後の検討の方向性

⑤ 第3号被保険者制度

国民年金第3号被保険者制度は、第2号被保険者に扶養される配偶者自身を国民年金の被保険者とし、基礎年金を保障することで、女性の年金権を確立する上で大きな役割を果たしてきている。その一方、健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者は、自ら追加的な保険料を負担する必要がないため、被扶養者認定基準(現在は年収130万円未満)を意識した就業調整が行われることになり、短時間就労する女性の働き方に大きな影響を与えてきたとの指摘がある。

これまでの適用拡大に対する健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者の対応について見ると、適用を回避するために働く時間を短くする動きも一定程度見られたものの、適用を受容した上で、この機会に働く時間を延ばす動きも相応に確認されており、適用拡大が、被扶養配偶者・第3号被保険者として年収130万円未満の就労を選択していた者の能力発揮の機会を広げる上で一定の効果を上げたと考えられる。

懇談会での議論においても、被扶養配偶者・第3号被保険者自ら被用者保険に加入することにより、一層充実した保障を受けられるようになったほか、被用者による支え合いの仕組みに自ら参加することで、労働者としての意識向上にもつながったのではないかと、また、こうした影響について普及、啓発していく必要があるのではないかと意見があった。

一方で、被扶養配偶者・第3号被保険者は、子育てや介護といった事情がある者、配偶者の扶養の範囲内で就労を希望する者など多様な属性の者が存在するため、本人の事情と希望に応じて柔軟に対応できる仕組みを考えていく必要があるとの意見もあった。

こうした議論を通じて、健康保険の被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者制度については、働き方やライフスタイルの選択を阻害しない制度とするため、まずは更なる適用拡大を通じて、ある程度働く短時間労働者については被用者保険に加入する形を目指しつつ、制度のあり方についての将来像を議論していく必要性が指摘された。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(抄) (令和元年12月27日 社会保障審議会年金部会)

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性

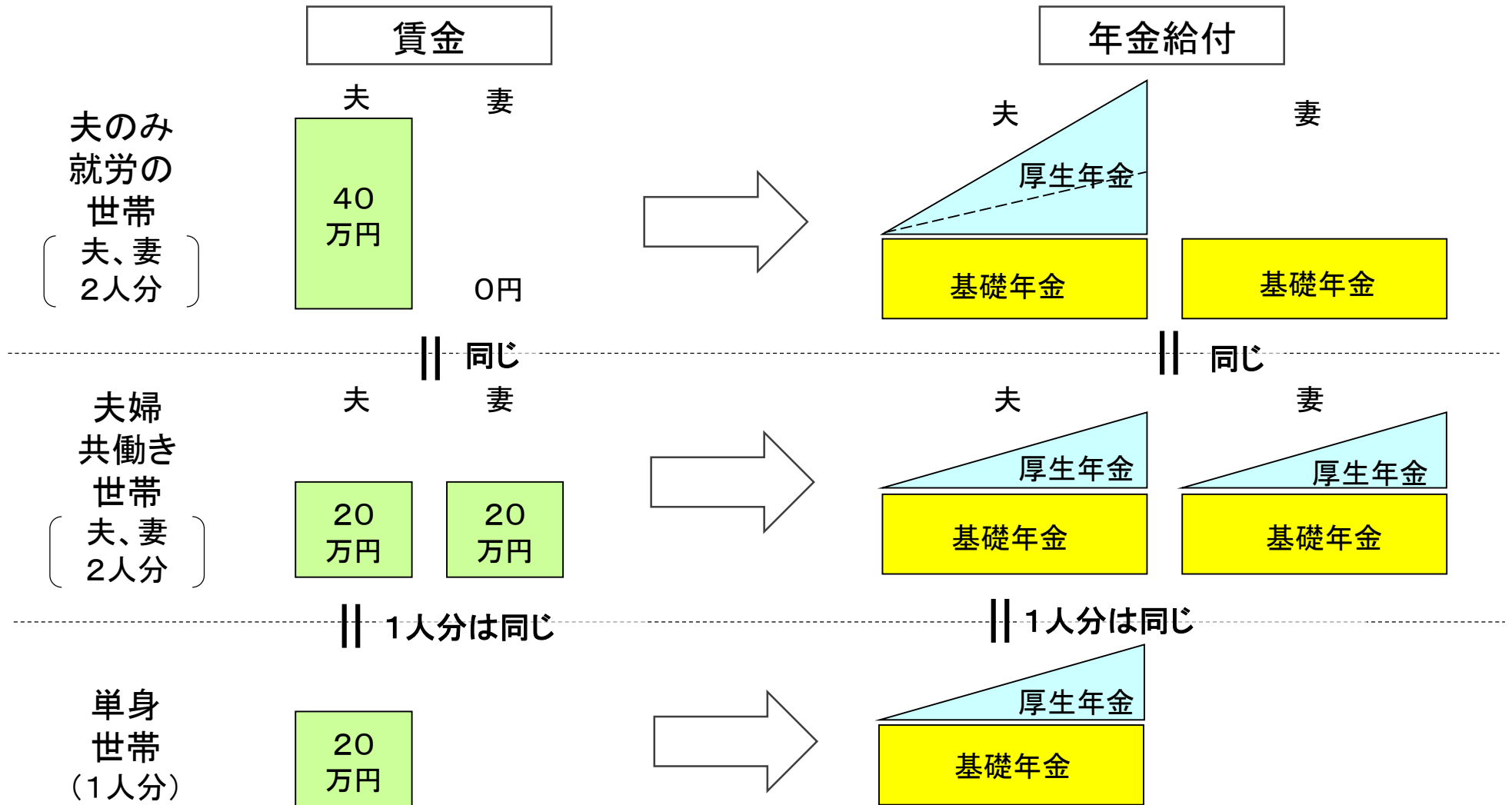
1 被用者保険の適用拡大

○ 第3号被保険者制度については、前回の「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(平成27年1月21日)において、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性を共有するとともに、第3号被保険者については単に専業主婦(夫)を優遇しているとの捉え方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても認識を共有した。その上で、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要であると整理されている。

今回の適用拡大はこの方向性に沿って一步前進するものであり、引き続きこの方向性に沿った対応を進めていく必要がある。

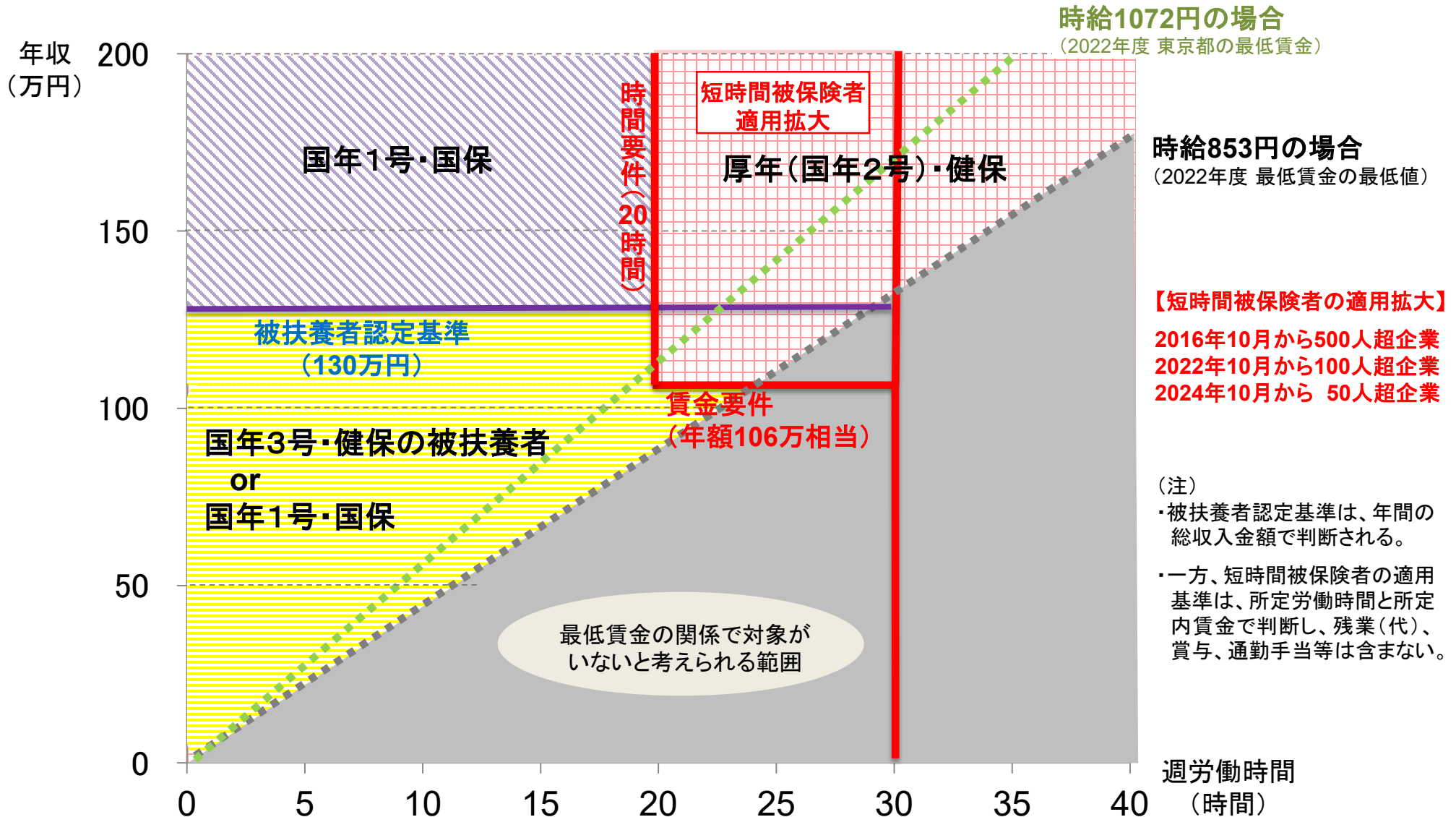
公的年金の負担と給付の構造(世帯類型との関係)

賃金水準(1人あたり)が同じであれば、どの世帯類型でも一人当たりの年金額は同じ。



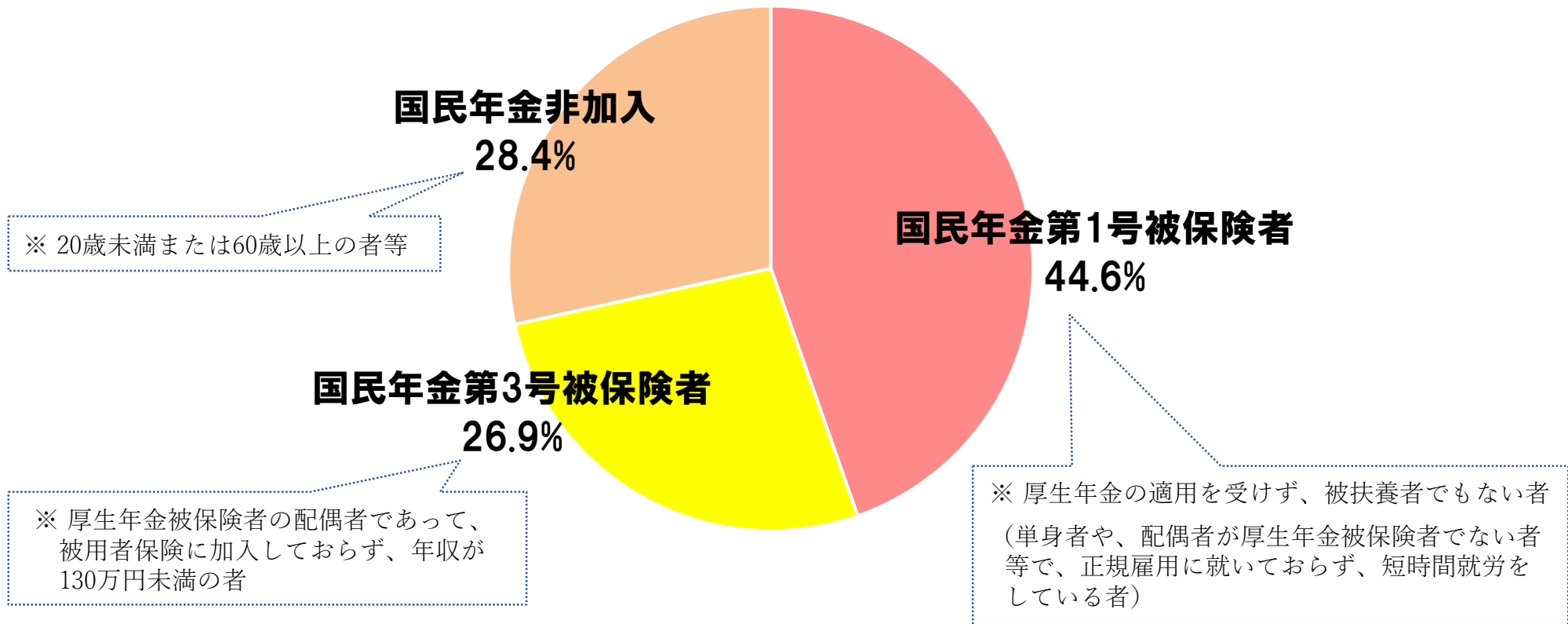
個人の働き方と社会保険の適用区分

- 短時間労働者の社会保険制度上の適用区分は、各自の働き方（労働時間及び収入）や扶養者の有無によって異なり、どの区分に属するかによって給付・負担の内容に差異が生まれることになる。



週20時間以上・月収8.8万円以上の短時間労働者の公的年金の加入状況

- 週労働時間20時間以上・月額賃金が8.8万円（現行の賃金要件）以上で、被用者保険に加入していない短時間労働者の中で、半数近くは国民年金第1号被保険者であり、第3号被保険者（被扶養者）の割合は約4分の1。

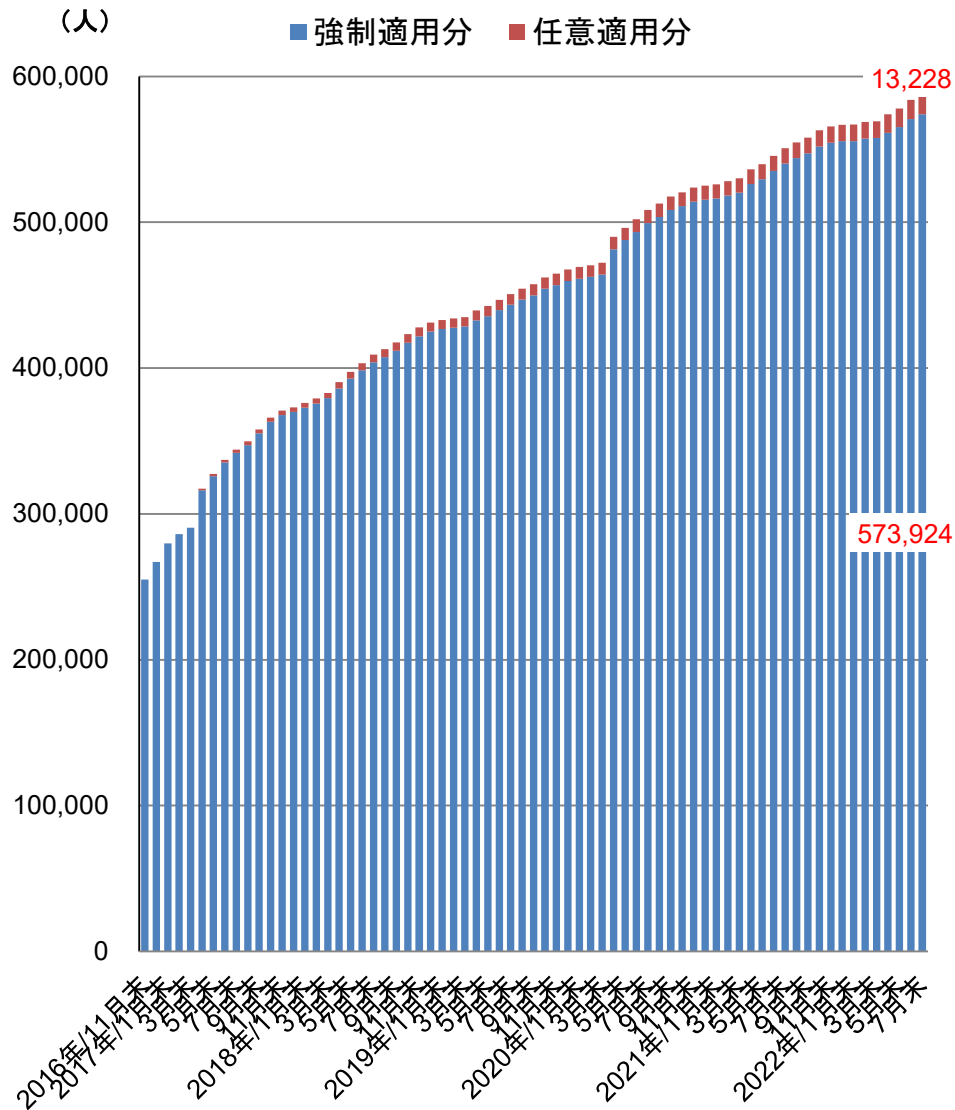


（注）正規の職員・従業員を除く。また、フルタイムの者、週労働時間20時間未満の者、月額賃金8.8万円未満の者、国民年金第2号を除く。

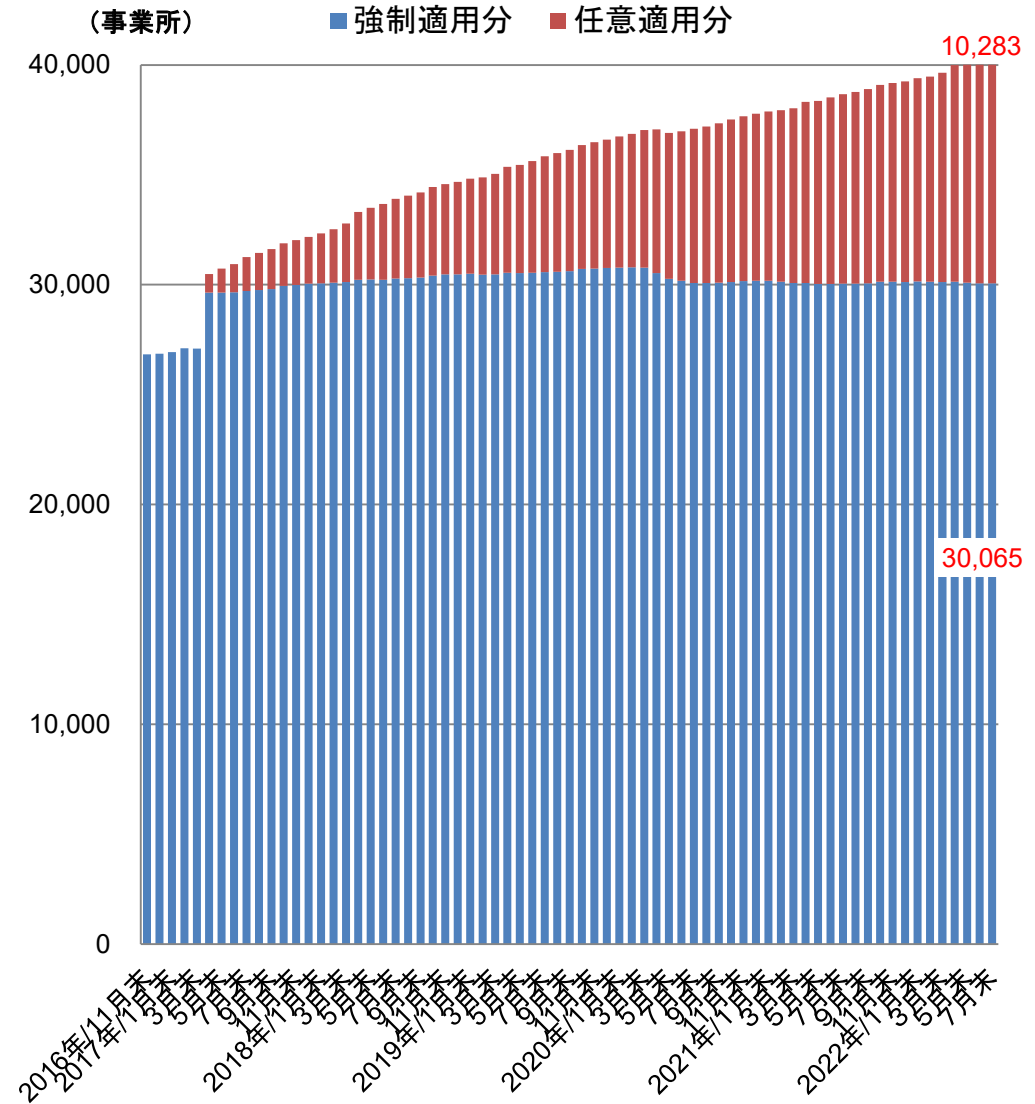
（出所）厚生労働省「公的年金加入状況等調査（平成28年）」の調査票情報（平成28年10月末時点）を年金局において独自集計したもの

短時間被保険者数及び対象事業所の推移

短時間被保険者数



特定適用事業所数



令和 2 年年金改正法 附帯決議

衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)

参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)

被用者保険の適用拡大

- 一 短時間労働者に対する被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、当分の間の経過措置となっている企業規模要件については、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。
- 二 被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対しては、各種の支援措置の充実を検討すること。

- 一 被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、個人事業所に係る適用業種の見直しも含めた更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、短時間労働者に対する被用者保険の適用に係る企業規模要件については、あくまで経過措置として規定されたものであり、本来撤廃すべきものであることから、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対する支援の拡充等を進めつつ、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。あわせて、労働時間要件及び賃金要件に係る適用拡大についても検討に着手し、早期に必要な措置を講ずること。
- 二 被用者保険適用の可能性があるにもかかわらず、適用されずに取り残されている労働者について適用の徹底を図るとともに、労働政策と連携を図りつつ、脱法的な被用者保険の適用逃れを防止するための対策を講ずること。あわせて、厚生年金保険の適用・徴収対策に係る日本年金機構の組織体制の強化を進めること。
- 三 複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないが労働時間等を合算して適用要件を満たす場合について、更なる企業規模要件の見直しとあわせ、実務上の実行可能性も踏まえつつ、雇用保険の取扱い等も考慮し、該当する労働者にふさわしい保障の在り方について検討を行うこと。

財政検証

- 四 次期財政検証に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急速な景気後退や暮らし方、働き方の変化等による社会経済への長期的な影響等について、早期に検討を開始し、その結果を踏まえた財政検証を実施すること。加えて、次期財政検証では、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下でその結果を示すとともに、モデル年金世帯以外の多様な世帯の所得代替率を試算するなど、より実態に即した検証を行うこと。
- 五 前回の財政検証後に行われたピアレビューで指摘された確率的将来見通しと分布推計について、引き続きその実現について指摘されている様々な課題を含めて検討を行い、その検討結果を公表すること。

基礎年金水準

- 三 今後の年金制度の検討に当たっては、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを十分に踏まえて行うこと。
- 四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

- 六 基礎年金制度の創設時において、基礎年金が国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして設定された経緯も踏まえ、将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

	衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)	参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)
繰下げ受給	五 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があること、社会保険料や所得税、住民税の負担が増加する場合があることについても、国民に分かりやすい形で周知徹底すること。	七 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があることや、社会保険料、所得税、住民税等の負担が増加することについても、国民に分かりやすい形で周知徹底するとともに、国民が年金額と社会保険料等の負担の変化を簡易にイメージできるような方策を検討すること。
GPIF	六 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年一回は公表すること。	八 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、国民が理解しやすい情報開示に努めるとともに、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年一回は公表すること。なお、GPIFの経営委員会の委員構成など年金積立金の管理運用に関して、諸外国の実態にも倣い、被保険者の代表の意向が適切に反映されること等を念頭に置いた制度運営や見直しの検討を行うこと。
私的年金	七 国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	九 自営業者等の高齢期の経済基盤の充実を図るため、国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入の促進を図ること。また、個人型確定拠出年金の加入者手数料等に係る透明性を確保するため、国民年金基金連合会等に対し、手数料の算定根拠に関する情報公開を定期的に行うよう促すこと。
3号		十 昭和六十一年の制度創設以降、共働き世帯が著しく増加しているといった時代の変化を踏まえ、国民年金第三号被保険者制度の在り方について検討を進めること。
給付金	八 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。	十一 年金生活者支援給付金の在り方については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況、老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。
育児期免除	九 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。	十二 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金における本法附則第二条第四項の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。